

令和元年度（平成31年度）

「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る  
審査概況とその検証結果

令和元年8月

科学技術・学術審議会学術分科会

科学研究費補助金審査部会

はじめに	2
------	---

## ○ 新規の研究領域

I 審査概況	3
1 応募書類の受付	
2 審査体制	
3 審査方法	
4 昨年度、評価者から寄せられた意見等への対応について	
II 「審査」に対する検証結果	6
1 「応募書類の受付」について	
2 「審査体制」について	
3 「審査方法」について	
4 その他	
III 審査に関して寄せられた主な意見等	9

## ○ 継続の研究領域

I 審査概況	10
1 応募書類の受付	
2 審査体制	
3 審査方法	
4 昨年度、評価者から寄せられた意見等への対応について	
II 「審査」に対する検証結果	12
1 「応募書類の受付」について	
2 「審査体制」について	
3 「審査方法」について	
4 「補欠研究課題の選定」について	
5 その他	
III 審査に関して寄せられた主な意見等	13

## 【参考資料】

- 1 令和元年度科学研究費助成事業審査機構図
- 2 令和元年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」各系委員会及び各専門委員会の開催実績
- 3 令和元年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」における応募から採択までの主な流れ
- 4 「新学術領域研究専門委員会」における審査の流れ（イメージ）

## はじめに

今回、審査概況の確認とその検証を行ったのは、令和元年度（平成 31 年度）「新学術領域研究（研究領域提案型）」に関する審査である。

「新学術領域研究（研究領域提案型）」の審査は、新規の研究領域及びその研究領域を構成する「計画研究」の審査と、継続の研究領域の「公募研究」の審査に分けられる。

新規の研究領域については、181 件の応募研究領域が対象である。

また、継続の研究領域については、平成 28 年度に設定された 21 研究領域及び平成 30 年度に設定された 18 研究領域に係る「公募研究」の応募研究課題が対象である。

(注) 文中に使用する用語は以下のとおり要約し、一般的な呼称等を活用して表記している。

- ・新学術領域研究（研究領域提案型）の領域代表者 → 「領域代表者」
- ・新学術領域研究（研究領域提案型）に係る研究領域 → 「研究領域」
- ・「研究領域」を構成する計画研究の研究代表者 → 「計画研究代表者」
- ・「研究領域」を構成する研究課題（計画研究・公募研究） → 「研究課題」
- ・応募時に提出する「研究領域」の計画調書 → 「領域計画書」
- ・研究課題の研究計画調書 → 「計画調書」
- ・科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会 → 「審査部会」
- ・新規の研究領域の審査を担当する「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」、「生物系委員会」及び「複合領域委員会」 → 「各系委員会」
- ・継続の研究領域の審査を担当する委員会 → 「専門委員会」
- ・「各系委員会」、「専門委員会」又は審査意見者作成者が行う審査に係る調査（採択候補研究領域・研究課題の選定全般） → 「審査」
- ・「各系委員会」、「専門委員会」を構成する審査委員 → 「評価者」
- ・「評価者」が審査関係資料を基に個別に行う審査 → 「書面審査」
- ・「各系委員会」、「専門委員会」が「書面審査」、「ヒアリング」の結果を踏まえて行う合議による採択候補研究課題の選定 → 「合議審査」
- ・日本学術振興会科研費電子申請システム → 「電子申請システム」
- ・科学研究費助成事業における評価に関する規程 → 「評価規程」
- ・科学研究費助成事業「新学術領域研究」の審査要綱 → 「審査要綱」
- ・「審査要綱」の「Ⅱ 審査方法 (2) 継続中の研究領域」中、書面審査時の所見として、「評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）」 → 「定型所見」
- ・科研費改革に関する作業部会 → 「作業部会」

## ○ 新規の研究領域

### I 審査概況

#### 1 応募書類の受付

応募書類は、「電子申請システム」を活用して受け付けており、次のとおり二段階に分けて受理した。

- ① 「領域計画書」は、領域代表者（研究組織及び経費欄の一部は各計画研究代表者が入力）が平成 30 年 11 月 7 日までに提出（送信）完了した 181 件を受理。
- ② 「計画調書」は、ヒアリング対象となった研究領域について、当該研究領域を構成する計画研究代表者が各自作成し、領域代表者が取りまとめて平成 31 年 3 月 7 日までに提出（送信）完了した 332 課題を受理。

受理した応募書類については、応募情報を電算処理した上で、「領域計画書」については平成 30 年 12 月上旬まで、「計画調書」については平成 31 年 3 月下旬までに審査資料として印刷、製本等を行った。

また、領域代表者には、「領域計画書」の提出に当たり、研究計画の内容に照らし、審査を希望する区分を「人文・社会系」、「理工系」、「生物系」、「複合領域（二つ以上の「系」にまたがるもの（一つの系を主とするものは除く。））」の中から必ず一つ選択することを求めた。

#### 2 審査体制

審査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき設置される委員会において、「評価規程」にのっとり、過去の応募状況や専門性等を勘案し選考された評価者により構成した、人文・社会系委員会（17 名）、理工系委員会（24 名）、生物系委員会（24 名）、複合領域委員会（24 名）で実施した。なお、合議審査に当たっては、前述の「審査希望区分」に応じ、次のように担当する委員会を定めている。

審査希望区分	委員会名
人文・社会系	人文・社会系委員会
理工系	理工系委員会
生物系	生物系委員会
複合領域	複合領域委員会

ヒアリング対象研究領域については、関連分野に精通する研究者（評価者以外の者、1 領域当たり 3 名）に対し「領域計画書」及び「計画調書」に関する審査意見

書の作成を依頼した。

### **3 審査方法**

審査は、おおむね次の手順で進めた。

#### **① 領域計画書の書面審査（平成 30 年 12 月上旬～平成 31 年 1 月下旬）**

各系委員会を構成する評価者が「領域計画書」を基に、書面審査を実施した。人文・社会系委員会については評価者全員が応募のあった全件を、理工系委員会、生物系委員会、複合領域委員会については、評価者の負担軽減を図る観点から、審査希望区分の応募数に応じて分担して書面審査を実施した。なお、評価者が利害関係者に該当する場合には、平成 30 年 12 月 21 日までに申し出ることとし、当該研究領域については、同じ各系委員会に属する他の評価者が審査を行った。

各評価者は領域計画書ごとに、研究領域の審査に当たっての着目点の 6 項目（「領域の妥当性」ほか）について絶対評価による 4 段階の評点及び審査意見、また、「研究経費の妥当性」について絶対評価による 2 段階の評点及び審査意見を付した上で、それらの評価結果に基づき「総合評点」として相対評価による 4 段階の評点を付した。

#### **② 合議によるヒアリング対象研究領域の選定（平成 31 年 2 月中旬）**

ヒアリング対象研究領域は、各系委員会を構成する評価者が一堂に会し合議により選定することとなっており、各系委員会における書面審査結果を集計し、その内容を踏まえながら合議によりヒアリング対象研究領域を計 37 件選定した。

なお、ヒアリング対象研究領域数は、各系委員会における採択予定件数の倍数程度を目安として選定した。

#### **③ 審査意見書の作成（平成 31 年 3 月下旬～4 月中旬）**

ヒアリング対象研究領域については、各系委員会において採択候補研究領域及び当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題を選定する際の資料とするため、「領域計画書」及び「計画調書」に関する審査意見書を作成することとしており、審査意見書作成者は、審査要綱の規定にのっとり「ヒアリング対象研究領域ごとに学術調査官が推薦する関連分野に精通する研究者」の中から主査が 3 人を選考した。

#### **④ 計画調書の書面審査（平成 31 年 3 月下旬～令和元年 5 月上旬）**

各系委員会を構成する評価者は、「審査意見書」を参照しながら「計画調書」に係る書面審査を実施した。なお、評価者が利害関係者に該当することが判明した場合には、平成 31 年 4 月 22 日までに改めて申し出ることとし、当該研究課題については、評価者は審査を行わないこととした。

この段階の書面審査は、ヒアリングの実施に向け研究領域を構成する計画研究の「計画調書」の内容の精査に力点を置いたものである。なお、効率的にヒアリングを進めるため、書面審査において評価者から「事前質問事項」が付された場合には、精選した上で事前に応募者へ通知し、ヒアリング時に説明を求めた。

#### **⑤ ヒアリングの実施（令和元年 5 月下旬～6 月上旬）**

各系委員会において、評価者が一堂に会し、「領域計画書」、「計画調書」、「審査意見書」及び「プレゼンテーション資料」を基にヒアリングを実施した。また、過去に採択された「特定領域研究」や「新学術領域研究」の研究領域等を基に、更なる発展を目指して提案されている研究領域については、その基となる研究領域等の概要及び評価における所見等を「補足資料」として準備した。

ヒアリングにおいては、各研究領域としての研究内容から研究領域を構成する各研究課題の研究内容に至るまで、様々な観点で質疑が行われた。

なお、ヒアリングの実施日数は、人文・社会系委員会 1 日、理工系委員会 2 日、生物系委員会 1 日、複合領域委員会 2 日である。

(参考：科学研究費助成事業「新学術領域研究」の審査要綱(抜粋))

【ヒアリングの進め方(時間配分の目安)】

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

- ・ 領域代表者等から応募研究領域の説明 15分
  - ・ 質疑応答 20分
  - ・ 審議及びコメントの記載 5分
- } 40分

⑥ 採択候補研究領域及び採択候補研究課題の選定

各系委員会において、ヒアリング終了後、合議により採択候補研究領域及び採択候補研究課題を選定した。

本年度の採択候補研究領域数は次のとおりである。

委員会名	応募件数 (計画研究数)	ヒアリング 研究領域数 (計画研究数)	採択候補 件数 (計画研究数)
人文・社会系委員会	9 件 (64 課題)	2 件 (17 課題)	1 件 (8 課題)
理工系委員会	69 件 (576 課題)	14 件 (116 課題)	7 件 (52 課題)
生物系委員会	42 件 (378 課題)	8 件 (75 課題)	4 件 (39 課題)
複合領域委員会	61 件 (539 課題)	13 件 (124 課題)	6 件 (58 課題)
計	181 件 (1,557 課題)	37 件 (332 課題)	18 件 (157 課題)

4 昨年度、評価者から寄せられた意見等への対応について

昨年度、評価者から寄せられた意見等については、今回の審査において次のよう

に対応し改善を図った。

(意見等)

領域計画書の書面審査において、研究領域の審査に当たっての着目点（6項目）に係る審査意見（コメント）は記入が必須なのか、という問合せが複数の評価者から寄せられた。

(対応等)

審査意見（コメント）は所見を作成する際の貴重な資料となることから、書面審査の手引きにおいて、審査意見（コメント）の記入は必須であることが明確となるよう記載方法を工夫することにより、改善を図った。

(意見等)

新学術領域研究は、「①既存の学問分野の枠に収まらない振興・融合領域の創成を目指すもの」又は「②当該領域の格段の発展・飛躍的な展開を目指すもの」を対象としているが、そのどちらに当てはまるか分かりづらい面がある。ヒアリングの冒頭に①と②のどちらに当てはまるのか説明をした上でプレゼンテーションを行った方が、より分かりやすくなるのではないか、という意見があった。

(対応等)

ヒアリング審査において、応募者からの説明の冒頭に、①と②のいずれに該当するかを明らかにしながら応募領域の研究目的を簡潔に説明するよう求めることにより、改善を図った。

## II 「審査」に対する検証結果

### 1 「応募書類の受付」について

本研究種目では、他の研究種目にはない取組として、応募書類を二段階に分けて提出（最初に「領域計画書」のみを提出し、その後、ヒアリング対象研究領域のみが計画研究の「計画調書」を提出）することとしている。これにより、ヒアリング対象研究領域選定までの評価者の審査負担が軽減され、また、応募者側にとっても、ヒアリング対象研究領域に選定された後、計画研究の「計画調書」を提出することになるため、「領域計画書」の内容と齟齬のない範囲で、最新の研究費の受給状況や業績を記載することが可能となり、全体的に効率的な審査を実施している。

## 2 「審査体制」について

審査は、各系委員会において「審査要綱」にのっとり進められ、評価者は、過去の応募状況や専門性等を勘案して、様々な専門分野から選考されている。また、審査希望区分に即した審査体制の構築が図られており、多様な応募内容に適切に対応できる体制が整備されている。

さらに、各系委員会の評価者選考後に、新規の評価者を対象とした全系合同の説明会を実施し、本研究種目の趣旨・目的や審査方法等に対する共通理解を深める場を設けた上で、審査を開始している。

## 3 「審査方法」について

各系委員会による審査は、同一の評価者が「書面審査」及び「ヒアリング審査」を一貫して実施している。

「領域計画書」の書面審査について、人文・社会系委員会においては、評価者全員が全件の書面審査を行った。理工系委員会、生物系委員会、複合領域委員会においては、評価者の負担軽減を図るため、応募数に応じて評価者が分担して書面審査を実施した。各系委員会において、十分な審査時間を確保し、審査に当たっての着目点に応じた精緻な審査意見を求めたことにより、合議審査では、より深い議論につながった。

さらに、これに加えて研究領域の審査に当たっての着目点ごとに絶対評価に基づく4段階の評点を付し、応募者に対して、審査結果の所見によるきめ細やかなフィードバックを行った。

一方で、ヒアリング対象研究領域の選定後の「計画調書」に係る書面審査については、昨年度同様、各系委員会の評価者がそれぞれ全件を書面審査した。系によっては評価者一人当たりの「計画調書」の書面審査数が150件近くに及んでいることから、評価者の負担軽減のための検討が望まれる。

ヒアリング審査においては、領域代表者からの説明後、研究内容に関する質問はもとより、当該領域設定の必要性、計画研究・公募研究の果たす役割、若手研究者育成への取組等、様々な観点から質疑応答が行われている。また、書面審査における「事前質問事項」への回答をプレゼンテーション資料における説明の中に加えるように求めるなど、より効果的・効率的な質疑応答を実施した。

特に、複合領域委員会では、人文・社会系、理工系、生物系の複数にわたる幅広い専門分野の評価者により構成していることに鑑み、領域代表者からの説明の冒頭に、当該領域の発足により、どのようなブレークスルーがもたらされるのか（具体的に何が変わるのか、進歩するのか）を簡潔に分かりやすく説明することを求めたことで、領域代表者の説明に工夫がみられ、各研究領域の提案内容について理解を深めることができた。



その後の審議においては、応募領域に専門がより近い評価者である2名の担当評価者を中心に評価者全員で忌憚<sup>たん</sup>のない意見交換が行われた上で、各評価者が相対評価による評点を付しており、各研究領域について十分な議論が行われている。様々な分野の評価者が参画する審査において、当該審査方法はおおむね有効に機能していると考えられる。

#### **4 「学術変革領域研究（仮称）」の創設**

科学技術・学術審議会学術分科会が平成27年1月27日にまとめた「学術研究の総合的な推進方策について（最終報告）」においては、学術研究の現代的要請である「挑戦性」、「総合性」、「融合性」、「国際性」に着目しつつ、学術研究の多様性を進化させ、卓越した知の創出力を強化し、学術研究の本来的な役割を最大限果たせるようにすることが要請されており、異分野融合により、新たな学術領域を創出・発展させることがますます重要となっている。

また、「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）において、「新学術領域研究」については、『科学研究費助成事業『新学術領域研究（研究領域提案型）』の成果・課題について』（平成28年2月24日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会）を踏まえ、現行種目の意義・効果を十分確保しつつ、先行実施する『挑戦的研究』の効果等を見極めながら、将来的な在り方を検討することが必要」との提言がなされている。

以上を踏まえ、「新学術領域研究」を発展的に見直し、次代の学術の担い手となる研究者の参画を得つつ、多様な研究グループの有機的な連携の下、様々な視点から、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導することなどを目的とする「学術変革領域研究（仮称）」を創設し、令和2年度助成から公募を実施できるよう検討が進められているところであるが、審査方法等の検討に当たっては、これまでの審査経験等を踏まえ、更なる改善・充実を図ることが必要である。

#### **5 その他**

従前より、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底している。この確認は、各系委員会の評価者がヒアリング実施前に行う計画研究の書面審査の際に行い、その可能性がある指摘された計画研究については、ヒアリングの際に領域代表者等に直接、確認することとするなど充実を図っている。

### Ⅲ 審査に関して寄せられた主な意見等

評価者からは、審査に関して様々な意見等が寄せられており、主なものとしては次のことが挙げられる。

- 領域計画書において、「過去の『新学術領域研究（研究領域提案型）』又は『特定領域研究』からの発展」について該当の有無を記入させるが、該当しないと回答している提案に関して、領域計画書の内容を踏まえると該当するのではないかと思う提案があった。該当の有無を正しく記入させるような方法を検討すべきではないか。
- ヒアリングに際しての事前質問事項について、各評価者が記入したものを事務局が取りまとめ、各系委員会主査の責任の下に整理した上で応募者に通知しているが、各評価者が記入したものを全て通知する方が公平ではないか。
- 採択候補研究領域の選定に際しては、ヒアリング審査の結果だけでなく、書面評価の結果も加味すべきではないか。

今回の審査概況とその検証結果については、本種目の見直しを行っている作業部会に報告し、必要に応じて学術変革領域研究（仮称）の審査方法等に反映する。

## ○ 継続の研究領域

### I 審査概況

#### 1 応募書類の受付

応募書類は、「電子申請システム」を活用して受け付けており、平成 30 年 11 月 7 日までに計画調書の提出（送信）が完了した 3,522 件を受理した。

受理した応募書類については、応募情報を電算処理した上で、同年 12 月上旬までに審査資料として印刷、製本等を行った。

#### 2 審査体制

審査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき設置される専門委員会において、「評価規程」及び「審査要綱」にのっとり実施した。

専門委員会は、研究領域ごとに設置し、それぞれ 8 名の評価者で構成することとしている。評価者は、当該研究領域の意向を適切に反映しつつ、公平・公正な審査を担保する観点から、当該研究領域を構成する研究者（領域代表者等 3 名）と外部の研究者（5 名）で構成されている。

#### 3 審査方法

##### (1) 書面審査の手順

書面審査は 12 月上旬から開始し、平成 31 年 1 月 21 日までに終了した。また、評価者の負担軽減を図る等の観点から全ての研究課題について分担して書面審査を実施した。なお、評価者が利害関係者に該当する場合には、平成 30 年 12 月 21 日までに申し出ることとし、当該研究課題については、同じ専門委員会に属する他の評価者が審査を行った。

##### (2) 書面審査の状況

「公募研究」の書面審査においては、各評価者が研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ、4 項目の「評定要素」（「研究目的の独創性、妥当性」ほか）ごとに絶対評価による 4 段階の評点を付すとともに、「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」について絶対評価による 3 段階の評点を付した上で、それらの評価結果に基づき「総合評点」として相対評価による 5 段階の評点を付した。

また、あらかじめ領域代表者が作成した「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」（必要に応じ A4 判 1 枚以内で作成）を参考資料として配付できることとしており、「公募研究」の審査が行われた 39 研究領域のうち 28 研究領域の

領域代表者から本資料の提出があった。

なお、この資料には公正な審査に影響を及ぼす可能性のある内容については、「記載することができない内容」として明記し、注意を促している。

**【記載することができない内容】**

- ▲ 特定の研究者、研究課題を指して有利（不利）に評価することを促すような内容。  
（なお、「計画研究でカバーできていない「〇△研究」については、領域の運営基盤を強化する観点ではできるだけ考慮したい。」という程度であれば構わない。）
- ▲ 領域全体又は研究項目当たりの採択希望数に関する内容。  
（なお、「各研究項目に理論研究者を最低1名は加えたい。」という程度であれば構わない。）
- ▲ その他、「公募要領に記載の研究概要と整合しない内容」あるいは「公募要領に記載の研究概要では読み取ることが著しく困難な内容」など、書面審査の公正さを歪めてしまうおそれのある内容。

また、書面審査時に「定型所見」を選択することとしているが、当該定型所見は、合議審査及び審査結果開示の際に活用した。

### **(3) 合議審査の状況**

合議審査は、書面審査の結果を集計した上で実施しており、平成31年2月6日から3月15日までの間に各専門委員会で行った。

合議審査では、あらかじめ審査部会で決定した「配分を行う額の上限」を超えないよう、「採択予定件数」を目安として採択課題を決定した。

その際、基本的に評価者全員で合議審査を行うが、評価者が研究課題の利害関係者に該当する場合は、当該研究課題の審議には加わらないこととした。

合議審査では、書面審査の結果が高得点のものを無条件に採択するのではなく、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論を行った上で、最終的に採択候補研究課題及び配分額を決定した。

なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を必要に応じて活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底している。

## **4 昨年度、評価者から寄せられた意見等への対応について**

評価者から寄せられていた意見等について、今回の審査において対応し改善を図った内容は以下のとおりである。

（意見等）

電子申請システム上での課題の並び順が調書番号順ではなく機関番号順となっていたため、調書番号順に並べ替えをしてほしい。

（対応等）

電子申請システム上の課題の並び順について、調書番号順に改めた。

(意見等)

専門委員会での合議審査に当たり、各資料において書面審査担当者がすぐに分かるようにしてほしい。

(対応等)

合議審査の際に参照する書面審査担当評価者一覧表について、機関番号順としており分かりづらかったため、調書番号順に改めた。

## II 「審査」に対する検証結果

### 1 「応募書類の受付」について

応募書類の受付については、電子申請システムを活用して行っており、研究機関にとっては応募書類の提出に伴う事務手続の簡素化、文部科学省にとっては審査資料の作成等の効率化に資しているものである。

### 2 「審査体制」について

各専門委員会において、「審査要綱」にのっとり審査を実施した。あらかじめ各評価者が行う書面審査については、「電子申請システム」を通じて入力することとしており、効率的に実施している。

また、専門委員会の評価者の選考に際しては、若手研究者の登用に配慮している。若い頃から科研費の審査に評価者として参加する経験は、自身とは背景の異なる研究活動を展開している研究者の様々な考え方に触れる良い機会になるとともに、審査の大変さを理解する上でも大変意義がある。特に、専門委員会は、研究分野の近い8名の評価者で構成され、書面審査と合議審査を経験することができるため、若手研究者が科研費の審査を経験する場として相応しく、その経験は将来的に大型の研究費の評価者たりうる能力を身につける上で大いに役立つと考えられる。ただし、若手研究者が議論に参加しやすくなるよう、合議審査時には主査を含む周囲の評価者が配慮することも必要である。今後も引き続き、若手研究者の積極的登用に配慮すべきである。

### 3 「審査方法」について

専門委員会における審査は、委員会を構成する評価者による書面審査を経るとともに、その結果を踏まえて行う合議審査により適切に進められたものと考えられる。あらかじめ領域代表者が作成し、書面審査の際に評価者に配付した「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」は、審査の効率的、効果的な実施に役立っていると考えられる。

#### **4 「補欠研究課題の選定」等について**

他の科研費との重複受給制限により年度途中で廃止される可能性がある研究課題を採択候補とする場合には、補欠研究課題の選定ができることとしている。また、採択後の初年度において交付申請の辞退があった場合にも、あらかじめ領域ごとに数件程度選定した補欠研究課題を予算の範囲内で充当できることとしている。補欠研究課題の選定は、辞退が生じた場合の領域推進への影響を少なくすることにつながり、評価者及び研究領域から好意的に受け止められている。

また、公募研究の見込み採択率（採択予定件数／応募件数）が高い研究領域については、新学術領域研究（研究領域提案型）において公募研究を取り入れている趣旨及び領域間の経費配分の公平性等に鑑み、調整を行っている。今年度は、全体の応募状況を踏まえ、見込み採択率が50%を超えないよう採択予定件数の調整を図るとともに、採択予定件数に比して応募件数が多かった研究領域については、応募件数を勘案し採択予定件数を調整した。これにより、領域間の経費配分において一定の公平性が保たれたと考えられる。

#### **5 その他**

公募研究については、従前より「定型所見」による審査結果の開示を行っている。このシステムは、審査の充実を図るとともに、評価者の負担をできるだけ軽減しつつ、可能な範囲で応募者への情報開示の充実を図るためのものであり、引き続き実施していくことが必要である。

一方、「定型所見」を超える審査結果所見の開示については、応募件数が多い領域もあることから、現状においては容易ではない。具体的な審査結果所見の開示を今後実現させるためには、書面審査時に評価者が作成する自由記述所見を活用していくことが考えられるが、自由記述所見は、現在、各評価者が任意で記入することとしており評価者により記入内容に差がある。個々の評価者のコメントを基に専門委員会としての所見を作成することについては、評価者への負担の度合等を考慮しながら、引き続き、慎重に検討していく必要がある。

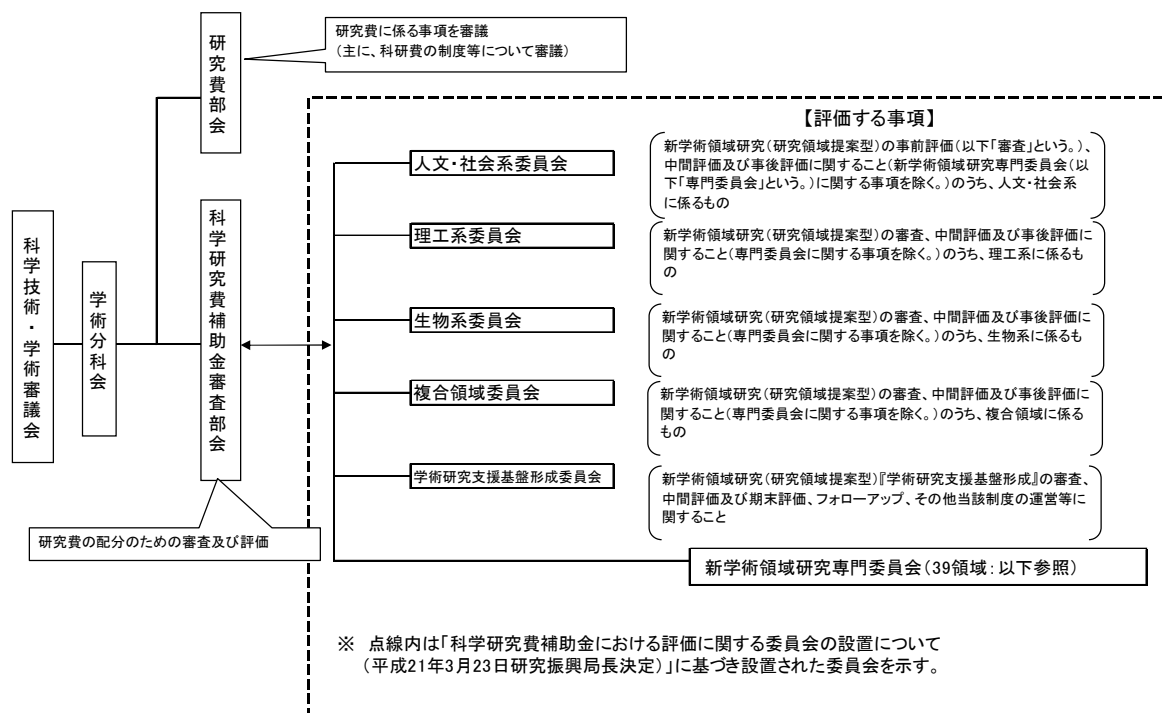
### **Ⅲ 審査に関して寄せられた主な意見等**

評価者からは、審査に関して様々な意見等が寄せられており、主なものとしては次のことが挙げられる。これらの意見等については、今後検討し、対応可能なものから改善していくことが求められる。

- 電子申請システム上での研究計画調書のファイルについて、調書ごとではなく一括でダウンロードできるようにしてほしい。

- 書面審査においては審査意見の記入が必須ではないため、専門委員会での合議に当たって、欠席の評価者の審査意見が未記入の場合、議論することが困難である。
- 専門委員会での合議に当たり、現状では調書番号順になっている資料と総合評点順になっている資料があるが、各資料における並び順を統一してほしい。
- 公募要領では単年度（1年間）当たりの配分上限額を示しているが、研究期間（2年間）の総額であると誤解した応募者が一定数いたため、公募要領の記載の工夫が望まれる。

### 令和元年度科学研究費助成事業審査機構図



#### 新学術領域研究専門委員会 39領域(平成28年度発足21領域、平成30年度発足18領域)

○人文・社会系(3領域)				
・平成28年度発足領域	グローバル関係学専門委員会	パレオアジア専門委員会		
・平成30年度発足領域	西アジア都市専門委員会			
○理工系(14領域)				
・平成28年度発足領域	特異構造の科学専門委員会	配位アシンメトリ専門委員会	真空と時空専門委員会	スロー地震学専門委員会
	生合成リデザイン専門委員会	光圧ナノ物質操作専門委員会	複合アニオン専門委員会	
・平成30年度発足領域	ハイドロジェノム専門委員会	星感星形成専門委員会	ニュートリノ専門委員会	MFS材料科学専門委員会
	クラスター階層専門委員会	ハイエントロピー専門委員会	量子ビーム応用専門委員会	
○生物系(9領域)				
・平成28年度発足領域	新光合成専門委員会	スクラップビルド専門委員会	脳構築の時計と場専門委員会	ネオ・セルフ専門委員会
	ネオウイルス学専門委員会	植物新種誕生原理専門委員会		
・平成30年度発足領域	マルチスケール脳専門委員会	配偶子構築専門委員会	クロマチン潜在能専門委員会	
○複合領域(13領域)				
・平成28年度発足領域	思春期主体価値専門委員会	「個性」創発脳専門委員会	生物移動情報学専門委員会	数理シグナル専門委員会
	人工知能と脳科学専門委員会	意志力学専門委員会		
・平成30年度発足領域	ケモビキチン専門委員会	時間生成学専門委員会	ソフトロボット学専門委員会	ヤボネシアゲノム専門委員会
	植物構造オプト専門委員会	発動分子科学専門委員会	シンギュラリティ専門委員会	



## 令和元年度「新学術領域研究（研究領域提案型）」各系委員会及び各専門委員会の開催実績

## ○各系委員会の開催実績

委員会名	開催日	内容
人文・社会系委員会	平成31年2月13日(水)	ヒアリング対象研究領域の選定
	令和元年6月3日(月)	採択候補研究領域等の選定
理工系委員会	平成31年2月5日(火)	ヒアリング対象研究領域の選定
	令和元年5月20日(月)、21日(火)	採択候補研究領域等の選定
生物系委員会	平成31年2月15日(金)	ヒアリング対象研究領域の選定
	令和元年5月30日(木)	採択候補研究領域等の選定
複合領域委員会	平成31年2月8日(金)	ヒアリング対象研究領域の選定
	令和元年5月27日(月)、28日(火)	採択候補研究領域等の選定

※新規の研究領域の応募件数・ヒアリング研究領域数・採択件数については5ページに記載。

## ○各専門委員会の開催実績

専門委員会名	領域番号	開催日	応募件数	採択件数
「複合アニオン」専門委員会	2807	平成31年2月6日(水)	84	28
「量子ビーム応用」専門委員会	6007	平成31年2月18日(月)	56	17
「ヤポネシアゲノム」専門委員会	8004	平成31年2月19日(火)	38	17
「植物構造オプト」専門委員会	8005	平成31年2月19日(火)	110	16
「配位アシンメトリ」専門委員会	2802	平成31年2月21日(木)	160	47
「ニュートリノ」専門委員会	6003	平成31年2月21日(木)	43	21
「スクラップビルド」専門委員会	3802	平成31年2月22日(金)	154	22
「ネオウイルス学」専門委員会	3805	平成31年2月22日(金)	90	23
「思春期主体価値」専門委員会	4801	平成31年2月25日(月)	28	12
「ハイドロジェノム」専門委員会	6001	平成31年2月25日(月)	130	19
「植物新種誕生原理」専門委員会	3806	平成31年2月26日(火)	64	21
「クラスター階層」専門委員会	6005	平成31年2月26日(火)	55	17
「ハイエントロピー」専門委員会	6006	平成31年2月26日(火)	39	19
「光圧ナノ物質操作」専門委員会	2806	平成31年2月27日(水)	42	13
「シンギュラリティ」専門委員会	8007	平成31年2月27日(水)	185	25
「真空と時空」専門委員会	2803	平成31年2月28日(木)	32	12
「クロマチン潜在能」専門委員会	7003	平成31年2月28日(木)	210	24

○各専門委員会の開催実績（つづき）

専門委員会名	領域番号	開催日	応募件数	採択件数
「新光合成」専門委員会	3801	平成31年3月1日(金)	67	23
「ネオ・セルフ」専門委員会	3804	平成31年3月1日(金)	88	22
「「個性」創発脳」専門委員会	4802	平成31年3月4日(月)	181	33
「意志動力学」専門委員会	4806	平成31年3月4日(月)	107	24
「グローバル関係学」専門委員会	1801	平成31年3月5日(火)	19	9
「特異構造の科学」専門委員会	2801	平成31年3月5日(火)	55	25
「MFS材料科学」専門委員会	6004	平成31年3月5日(火)	78	24
「数理シグナル」専門委員会	4804	平成31年3月6日(水)	177	27
「ソフトロボット学」専門委員会	8003	平成31年3月6日(水)	139	16
「パレオアジア」専門委員会	1802	平成31年3月7日(木)	15	7
「マルチスケール脳」専門委員会	7001	平成31年3月7日(木)	137	31
「ケモユビキチン」専門委員会	8001	平成31年3月7日(木)	118	20
「スロー地震学」専門委員会	2804	平成31年3月11日(月)	31	13
「脳構築の時計と場」専門委員会	3803	平成31年3月11日(月)	96	25
「生物移動情報学」専門委員会	4803	平成31年3月11日(月)	69	18
「人工知能と脳科学」専門委員会	4805	平成31年3月12日(火)	60	20
「生合成リデザイン」専門委員会	2805	平成31年3月13日(水)	100	31
「星惑星形成」専門委員会	6002	平成31年3月13日(水)	54	22
「時間生成学」専門委員会	8002	平成31年3月13日(水)	61	14
「配偶子構築」専門委員会	7002	平成31年3月14日(木)	97	12
「発動分子科学」専門委員会	8006	平成31年3月14日(木)	228	28
「西アジア都市」専門委員会	5001	平成31年3月15日(金)	25	12

「新学術領域研究(研究領域提案型)」における応募から採択決定までの主な流れ

①公募(平成30年9月1日～11月7日)

「領域計画書」(20ページ程度)を領域代表者から電子申請システムにより提出  
 ・応募者は、研究計画の内容に照らし、審査を希望する区分を「人文・社会系」「理工系」「生物系」「複合領域」から必ず一つ選択  
 ※研究組織及び経費欄の一部は各計画研究の研究代表者が入力し提出した応募情報が自動表示される。

↓  
 <第1段書面審査>

②事前の書面審査(12月中旬～1月下旬)

各系委員会において、研究領域全体について「領域計画書」を基に事前の書面審査を実施

③ヒアリング対象研究領域の選定(2月中旬)

各系委員会において、事前の書面審査結果に基づき、合議によりヒアリング対象研究領域を選定

④各計画研究の研究計画調書の提出(3月中旬)

ヒアリング対象研究領域について、「各計画研究の研究計画調書」を、各計画研究の研究代表者から領域代表者に提出し、領域代表者が内容を確認の上、電子申請システムにより提出  
 (既に入力済みの領域計画書及び各計画研究の研究計画調書のうち応募情報については修正不可)

⑤審査意見書の作成(4月)

審査意見書作成者は、「領域計画書」及び「各計画研究の研究計画調書」を基に、審査意見書を作成

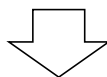
↓  
 <第2段書面審査>

⑥計画研究を中心とした事前の書面審査(3月下旬～5月上旬)

各系委員会において、ヒアリング対象研究領域から提出された「各計画研究の研究計画調書」を基に、「審査意見書」を参考にしつつ事前の書面審査を実施

⑦ヒアリングの実施及び採択候補研究領域・課題の選定(5月下旬～6月上旬)

各系委員会において、「領域計画書」「計画研究の研究計画調書」「審査意見書」「計画研究を中心とした事前の書面審査結果」等を基にヒアリングを実施



各系委員会において、上記審査結果に基づき、合議により採択候補研究領域・課題を選定

⑧採択研究領域・課題の決定(6月下旬)

科学研究費補助金審査部会において、各系委員会における審査結果を踏まえ、採択研究領域・課題を決定

「新学術領域研究専門委員会」における審査の流れ（イメージ）

(1) 専門委員会に評価者を配置

「〇△研究領域専門委員会」（8人）  
 （研究領域内評価者）A、B、C  
 （研究領域外評価者）D、E、F、G、H



(2) 各評価者が書面審査を実施

当該研究領域に応募のあった研究課題ごとに3人の評価者を割り振る。割り振りに当たっては、評価者の専門性、書面審査担当件数等を考慮しながら行い、「利害関係者」の申し出があった場合には、他の評価者に割り振りを変更する。

全ての研究課題について、3人ずつで書面審査を実施。

【評価者への研究項目ごとの割り振り例】

（研究領域内評価者）	A	→	（研究項目）A01、A04	（計75件）
	B	→	A02	（計35件）
	C	→	A03	（計40件）
（研究領域外評価者）	D	→	A01、A03	（計80件）
	E	→	A01、A02	（計75件）
	F	→	A03	（計50件）
	G	→	A02、A04	（計80件）
	H	→	A04	（計55件）



(3) 書面審査結果を集計し、その内容を踏まえながら合議審査を実施

合議審査は、原則として当該研究領域専門委員会を構成する評価者全員が一堂に会して行う。また、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論が行われ、最終的に合議により採択候補研究課題を決定。

「〇△研究領域専門委員会」（8人）  
 （研究領域内評価者）A、B、C  
 （研究領域外評価者）D、E、F、G、H ← うち1人が進行役。

---

（集計した書面審査結果に基づく審査資料のイメージ（評点部分のみ））

	評定要素				総合評点	研究概要 との整合性
	(a)	(b)	(c)	(d)		
応募者L（研究課題名）	344	344	344	444	<b>445</b>	◎◎◎
応募者M（研究課題名）	343	333	443	432	<b>443</b>	○△△
応募者N（研究課題名）	332	333	233	332	<b>332</b>	○○△